

島田市営住宅の入居のご案内

1 募集方法

市営住宅は毎月募集を行います。募集住宅は毎月変わりますので、募集している住宅についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

1-1 募集の期間等

原則、毎月1回、入居できる空家がある場合に募集します。

募集住宅発表日	毎月 10日 ~	受付期間	毎月 10日~18日
---------	----------	------	------------

仮当選された方は7ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約2か月後に入居が可能となります。

1-2 募集住宅の確認（募集している住宅・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

(054) 255-4181

中部地区の県営住宅とあわせてご案内します。

〈ホームページ〉 <http://www.sjkk.or.jp/>
 〈公社窓口でもお尋ねください。〉

静岡県住宅公社 検索



1-3 申込み方法

「市営住宅入居申請書」及び「承諾書(市税等の納付状況等照会)」(14ページ参照)に必要事項をご記入のうえ、抽選会・抽選結果のハガキ2枚とともに、下記の公社窓口で郵送又は持参してください。

〈注意事項〉

- ① 申込資格をご確認ください（6ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは住宅別（タイプ別）に受付します。住宅・タイプ(間取り)を必ず記入してください。
 ※ 原則として棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは1世帯1住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● **郵送の場合:** 上記1-1の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● **持参の場合:** 上記1-1の受付時間は
 午前8時30分~午後4時30分まで
 (土・日曜日、祝日を除く)です。

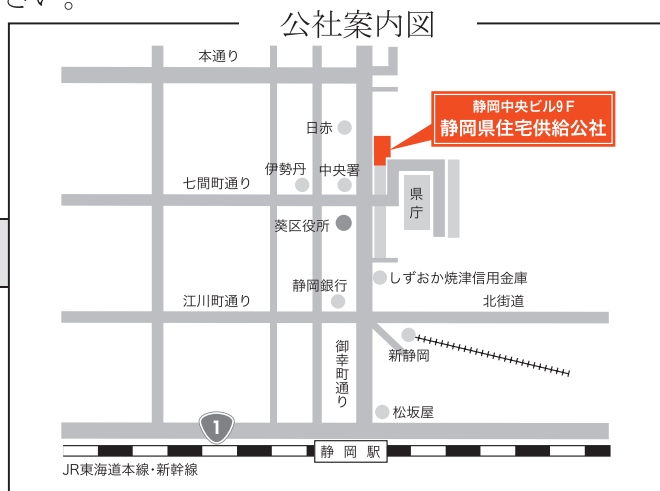
※ 申込みから入居までの手続きの流れは、
 2・3ページをご覧ください。

1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）

〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号
 (静岡中央ビル9階)

静岡県住宅供給公社 住宅サービス課

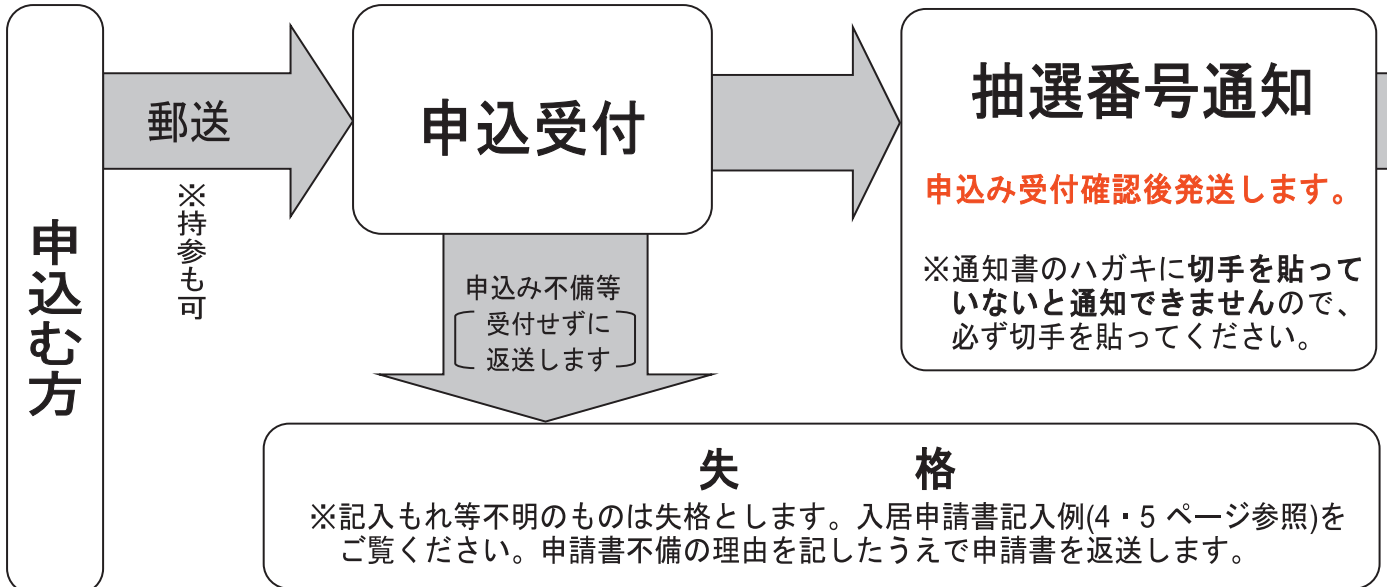
電話(054)255-4824、FAX(054)254-0718



2 申込みから入居まで

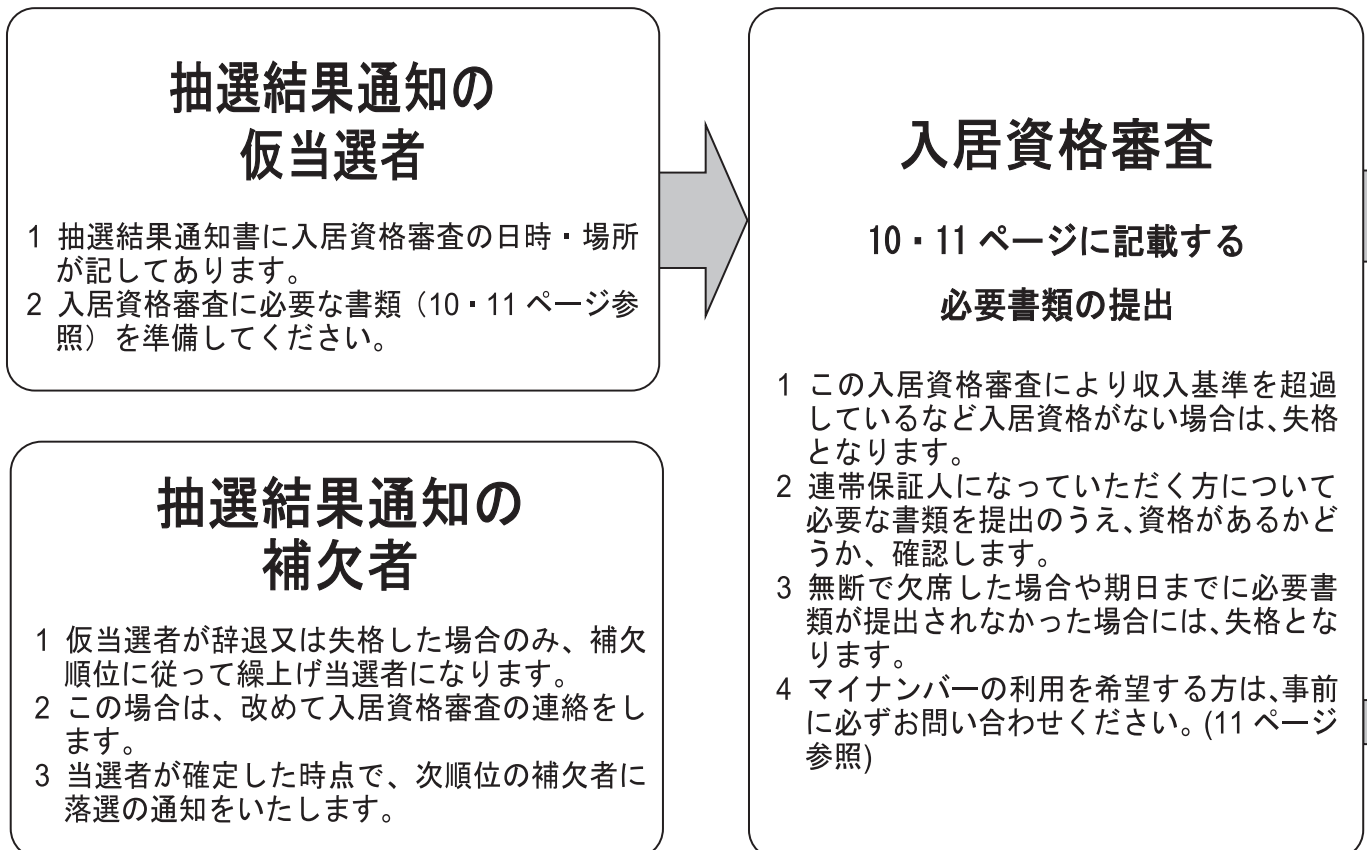
原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

① 申込みから抽選まで



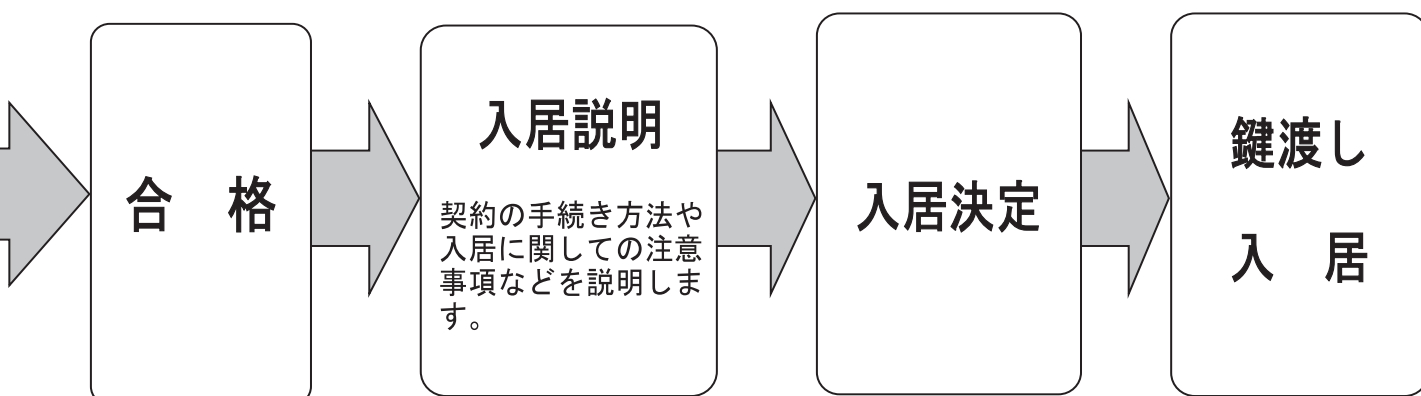
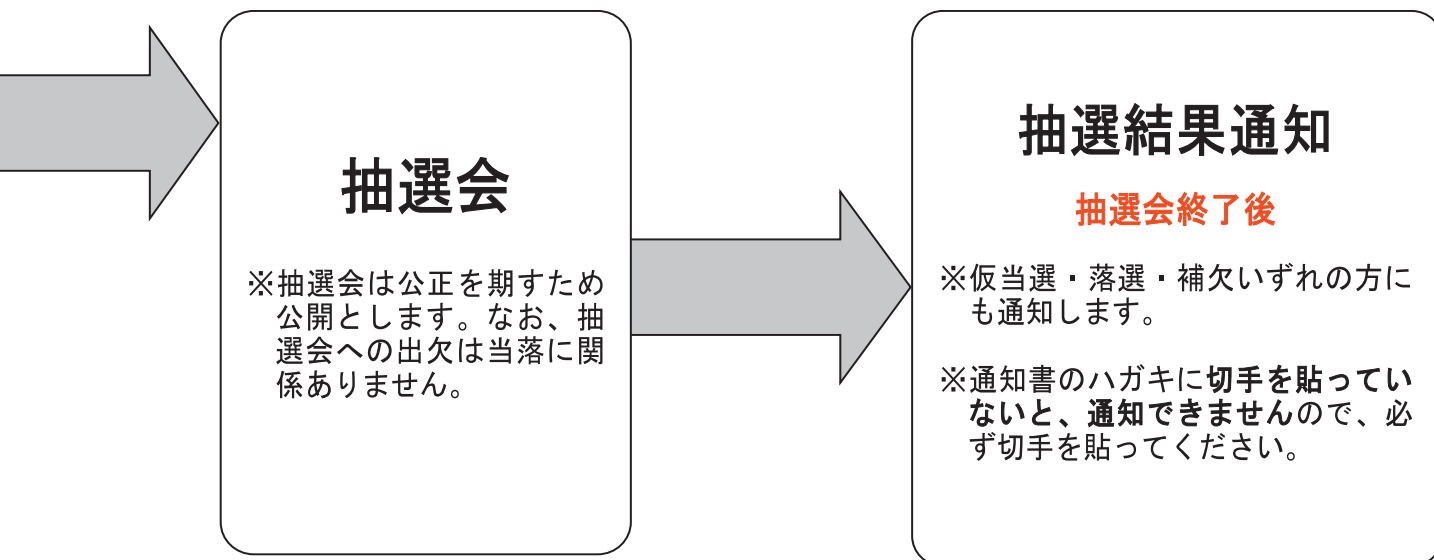
※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

② 仮当選から入居まで



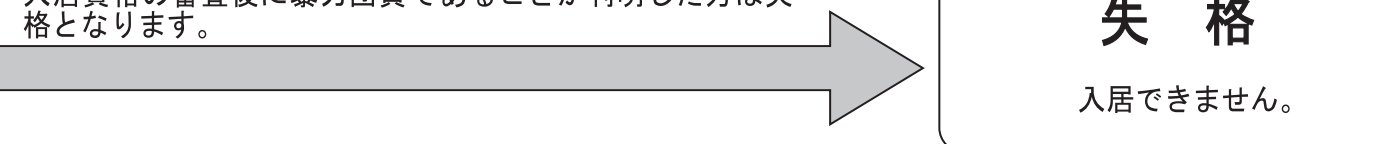
【申込受付におけるご了解および注意事項】

- ・申請書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集住宅を確認したうえでお申し込みください。（1ページの「1-2 募集住宅の確認」参照）
- ・申請書投函後の住宅・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として、棟、階数の指定はできません。



- ・敷金（家賃3ヵ月分）納付
- ・請書等の提出（連帯保証人2名の連署が必要です。）

入居資格のない方や無断で欠席した方、期日までに必要書類が提出されなかった場合は失格となります。
入居資格の審査後に暴力団員であることが判明した方は失格となります。



3 入居申込書記入例

※ 6ページの申込資格をご確認のうえ **黒のボールペン**

(表)

市営住宅入居申請書

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

静岡県住宅供給公社理事長

申請者 現住所 鳥田市中央町1-1
 氏名 鳥田太郎
 (昭和)平成) 51年10月23日生
 電話 0537-37-5111

市営住宅に入居したいので申請します。
 なお、私及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。入居後に私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。
 また、暴力団員であるかどうかの確認のため、警察署へ照会することに同意します。

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	勤務先	備考
鳥田太郎	本人		. .	44	会社員	(株)〇〇建設	
鳥田花子	妻		. .	42	パート	スーパー〇〇	
鳥田一郎	子		. .	8	無職		
世帯人員							
現住居の状況	区分	自家	借家	間借り	同居		
	居住状況	総面積	30 m ² (9 坪)	畳数	3 畳	室数	2 室
入居を希望する住宅	大草	住宅	タイプ	2DK			
申請者の勤務先	所在地	鳥田市道悦5-7-1					
	名称	(株)〇〇建設		電話	0537-00-0000		
勤務先の証明	上記の者は当 (株)〇〇建設 に勤務していることを証明します。 (令和) 3年 〇月 〇日 所在地 鳥田市道悦5-7-1 名称 (株)〇〇建設 代表者氏名 〇〇〇〇						

1	別居	
2	遠距離通勤	
3	立ち退き要求	
4	不良住宅	
5	同居	
困窮理由の詳細		
住宅困窮の理由上の場合は、代表		
これまでに市営		
ださい。		
(昭		
現住所略図		

※ 申し込みの際は、申込書に承諾書(14ページ)と抽選会・抽選結果の返送用ハガキ2枚返信用ハガキ2枚には切手を必ず貼ってください。

で記入してください。

(裏)

住宅困窮の理由

別居してから 市外、市内	年	月	<input checked="" type="radio"/> 6	過密住宅	1人当たり畳数 3 畳
電車等 徒歩 計	分 分 分		7	間借り	居室 寝室設備不完全 炊事設備不完全
訴訟されている 立ち退き判決済 家主が他に売却 書類又は口頭にて要求			8	過重家賃	月額 円 (月収の %)
非水不良 床湿潤 雨漏り多 修理不能 非住家			9	結婚予定	年 月 日
他人住宅 親類住宅 友人住宅			10	その他	

子供の成長とともに、居室が手狭になったため

欄は、該当する欄に○を付けること。ただし、該当する事項が2項目以上
事項に◎を、その他の事項に○を付けてください。

住宅入居の申込みを何回しましたか。回数を記入してく

○ 回

和(平成・令和) 15 年 4 月 1 日から島田市内に居住

N
4

電話番号は、日中連絡が取れる(固定・携帯)番号を正確に記入してください。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください(複数回答可ですが、2項目以上の場合は、代表的な項目に◎、その他の項目に○をつけてください)。また、困窮理由の詳細については詳細な理由を記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・勤務先を記入してください。同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。

希望する住宅名とタイプ(間取り)は必ず記入してください。募集している住宅のみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。(1ページ「1-2 募集住宅の確認」参照)

勤務先を記入し、勤務先に勤務していることを証明してもらってください。(無職の方は不要です)

現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

をつけて、公社窓口へ郵送または持参してください。

4 申込資格

- 申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(7)のすべてに該当する方
 - (1) 住宅に困窮している方(自家を所有している方や公営住宅に居住している方は原則として申込みできません。)
 - (2) 次の①又は②の方
 - ① **現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、又は不自然な世帯構成での申込みはできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含みます。)
 - ② **下表に記載する单身の方(单身入居「○」の住宅(タイプ)のみ)**(16 ページ参照)
 - (3) 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8 ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
 - ① **一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
 - ② **裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
 - (4) 島田市内に居住又は勤務場所がある方
 - (5) 申込者本人を含めた同居しようとする親族のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
 - (6) 12 ページに記載する連帯保証人が2名いる方
 - (7) 市税(市民税等及び国民健康保険税)を滞納していない方
 - ※入居者全員が対象です。分納は滞納扱いになります。
- 上記の单身の方及び裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

单身の方	<p>一人で生活できる方、かつ次の①～⑩のいずれかに該当する方。なお、生活できる方には介護等他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みます。(詳しくは窓口でご相談ください。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 60 歳以上の方 ② 身体障害のある方(1 級～4 級) ③ 精神障害を有している方(1 級～3 級) ④ 知的障害を有している方(A 判定・B 判定) ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第 6 項症、又は第 1 款症の方) ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑦ 生活保護を受けている方 ⑧ 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から 5 年を経過していない方 ⑨ ハンセン病療養所入所者等の方 ⑩ 配偶者からの暴力による被害者の方(婦人相談所等の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない方、裁判所の退去命令、接近禁止命令の申立を行っている方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方)
裁量世帯	<p>次の①～⑥のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入居者が 60 歳以上で、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上または 18 歳未満である場合 ② 身体障害のある方(1 級～4 級) ③ 精神障害を有している方(1 級～2 級) ④ 知的障害を有している方(A 判定・B 判定) ⑤ 上記の单身の方の要件のうち⑤⑥⑧⑨のいずれかに該当する方 ⑥ 同居者に中学校卒業前の子どもがいる世帯(平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれた子)

5 申込書の記入方法等

- 4・5 ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。
- (1) 募集を行っている住宅の中から希望する住宅名、タイプ(間取り)を記入してください。**住宅名及びタイプ(間取り)の記入もれ、募集していない住宅の申込みがあった場合は、失格となります。**

- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**で詳細、かつ、正確に記入してください。特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、アパート等の場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「住宅困窮の理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません)。
※ 抽選結果は公社ホームページにも掲載します。 (<http://www.sjkk.or.jp/>)

7 入居資格審査（仮当選者）

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10 ページから 11 ページに記載されている必要書類を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます(抽選結果通知書をご持参ください)。**単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。**
- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合や期日までに必要書類が提出されなかった場合は失格となります。この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は「婚約証明書」(様式はお問合せください)に、原則として双方の親又は媒酌人を証明者として署名捺印をしていただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **入居資格審査の際、連帯保証人になる予定者についても、資格があるかどうか、審査します。**
※連帯保証人の資格等については 12 ページをご確認ください。

8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後その資格を失います。なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した第 4 営業日より先着順でその月の月末まで受付します(「**随時募集**」)。随時募集は、郵送の受付はできません。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

9 入居等について

- ・住宅の鍵をお渡しする(鍵渡し)前に『**敷金**』として**家賃の3ヵ月分**を納入していただきます。
- ・**鍵渡し時に契約書類等を提出していただき、不備等がなければ鍵をお渡します。**
- ・家賃は入居可能日から負担していただきます。

10 個人情報保護について

- ・提出いただいた個人情報については、市営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用します。

11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額(年額)} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{ 万円} + \left[\begin{array}{l} \text{【表1】の年間所得額} \\ \text{から差引く特別控除等} \end{array} \right] \right\}}{12 \text{ ヶ月}} =$$

**所得区分表の月額で
所得区分を判断します。**

① 一般世帯 月額 158,000 円以下
② 裁量世帯 月額 214,000 円以下

【所得区分表】

① 一般世帯(申込みできる所得月額)		② 裁量世帯(申込みできる所得月額)	
所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
1	104,000 円以下	5	158,000 円を超え 186,000 円以下
2	104,000 円を超え 123,000 円以下	6	186,000 円を超え 214,000 円以下
3	123,000 円を超え 139,000 円以下		
4	139,000 円を超え 158,000 円以下		

※別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含みます。

※収入としないもの:生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期返戻金、その他)

【表1】年間所得額から差引く特別控除等

基礎控除振替分控除	申込者及び同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円未満である場合は当該合計額	一人につき 10 万円 (本人の所得の範囲内)
障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障害者の方(身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等)	一人につき 27 万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する障害者の方(身体障害 1~2 級・精神障害 1 級・知的障害 A 判定の方等) ※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき 40 万円
老人扶養控除(老人控除対象配偶者控除)	70 歳以上で、収入のある方の扶養親族である方(70 歳以上の同一生計配偶者である方)	一人につき 10 万円
特定扶養親族控除	年齢 16 歳以上 23 歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25 万円
寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	1 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 年間所得金額が 500 万円以下であること (2) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 扶養親族(年間所得金額が 48 万円以下であること)を有すること (2) 年間所得金額が 500 万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	寡婦 一人につき その人の所得から 27 万円 (本人の所得の範囲内)
ひとり親控除	1 主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 (1) その人と生計を一にする子(年間所得金額が 48 万円以下であること)を有すること (2) 年間所得金額が 500 万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親 一人につき その人の所得から 35 万円 (本人の所得の範囲内)

<計算例>

夫 給与収入440万円 (所得金額308万円) 😊	妻 パート収入60万円 (所得金額 5万円) 😊	子 17才 😊	子 14才 😊	所得区分 3
$\frac{\text{基礎控除振替分 (308万円 - 10万円)} + \text{基礎控除振替分 (5万円 - 5万円)} - \{ (3人 \times 38万円) + (1人 \times 25万円) \}}{12ヶ月} = \text{月額132,500円}$				

12 収入基準の早見表 (8ページの【表1】年間所得額から差引く特別控除の対象者がいない場合です。)

○ 給与収入金額でみる早見表 **[収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額欄です。]**

年間総収入金額(公的年金は除く)	同居及び扶養親族 (本人を含む)		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
	一般世帯	所得区分 1	2,043,999 円 以下	2,583,999 円 以下	3,127,999 円 以下	3,663,999 円 以下	4,135,999 円 以下	4,611,999 円 以下
2,044,000 }			2,584,000 }	3,128,000 }	3,664,000 }	4,136,000 }	4,612,000 }	
所得区分 2		2,367,999 }	2,911,999 }	3,451,999 }	3,947,999 }	4,423,999 }	4,895,999 }	
		2,368,000 }	2,912,000 }	3,452,000 }	3,948,000 }	4,424,000 }	4,896,000 }	
所得区分 3		2,643,999 }	3,183,999 }	3,711,999 }	4,187,999 }	4,663,999 }	5,135,999 }	
		2,644,000 }	3,184,000 }	3,712,000 }	4,188,000 }	4,664,000 }	5,136,000 }	
所得区分 4		2,967,999 }	3,511,999 }	3,995,999 }	4,471,999 }	4,947,999 }	5,423,999 }	
		2,968,000 }	3,512,000 }	3,996,000 }	4,472,000 }	4,948,000 }	5,424,000 }	
裁量世帯	3,447,999 }	3,943,999 }	4,415,999 }	4,891,999 }	5,367,999 }	5,843,999 }		
	3,448,000 }	3,944,000 }	4,416,000 }	4,892,000 }	5,368,000 }	5,844,000 }		
所得区分 6	3,887,999 }	4,363,999 }	4,835,999 }	5,311,999 }	5,787,999 }	6,263,999 }		
	3,887,999 }	4,363,999 }	4,835,999 }	5,311,999 }	5,787,999 }	6,263,999 }		

○ 所得金額でみる早見表 **[入居者全員の合算額です。]**

年間総所得金額	同居及び扶養親族 (本人を含む)		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
	一般世帯	所得区分 1	1,248,000 円 以下	1,628,000 円 以下	2,008,000 円 以下	2,388,000 円 以下	2,768,000 円 以下	3,148,000 円 以下
1,248,001 }			1,628,001 }	2,008,001 }	2,388,001 }	2,768,001 }	3,148,001 }	
所得区分 2		1,476,000 }	1,856,000 }	2,236,000 }	2,616,000 }	2,996,000 }	3,376,000 }	
		1,476,001 }	1,856,001 }	2,236,001 }	2,616,001 }	2,996,001 }	3,376,001 }	
所得区分 3		1,668,000 }	2,048,000 }	2,428,000 }	2,808,000 }	3,188,000 }	3,568,000 }	
		1,668,001 }	2,048,001 }	2,428,001 }	2,808,001 }	3,188,001 }	3,568,001 }	
所得区分 4		1,896,000 }	2,276,000 }	2,656,000 }	3,036,000 }	3,416,000 }	3,796,000 }	
		1,896,001 }	2,276,001 }	2,656,001 }	3,036,001 }	3,416,001 }	3,796,001 }	
裁量世帯	2,232,000 }	2,612,000 }	2,992,000 }	3,372,000 }	3,752,000 }	4,132,000 }		
	2,232,001 }	2,612,001 }	2,992,001 }	3,372,001 }	3,752,001 }	4,132,001 }		
所得区分 6	2,568,000 }	2,948,000 }	3,328,000 }	3,708,000 }	4,088,000 }	4,468,000 }		
	2,568,001 }	2,948,001 }	3,328,001 }	3,708,001 }	4,088,001 }	4,468,001 }		

※「所得金額でみる早見表」は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除後の金額から基礎控除振替分を差し引いてご確認ください。基礎控除振替分は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方1人につき10万円、ただし給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満の方についてはその金額となります。

13 入居資格審査に必要な書類（公的証明の有効期間は3ヵ月以内です）

**家族全員と連帯保証人の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。
提出された書類は一切お返しいたしません。**

【入居する方の書類】

以下に該当する方は、下記の書類が必要です。

該 当 者	必 要 書 類（申込日現在）
令和4年1月2日以降 勤務先を変えた方	1 収入証明書（P13を参照）（現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。） ※ 1か月分の給与支給実績がない場合は、雇用契約書などを添付してください。
無収入の方のうち 前年は所得があった方	1 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のいずれか ※前年度所得があるため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。
市外在住の方 ※	1 住民票（外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの） 2 所得・課税証明書（市役所で発行）又は源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票（年金所得の方）、確定申告書の写し（自営業者の方）等 3 納税証明書（市町村民税）

※ 市内在住でも申込の年（1～5月申込の場合は申込の前年）の1月1日時点で市外に住んでいた方は所得・課税証明書及び前住所地での納税証明書（市町村民税）が必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、 独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書（様式はお問合せください） 2 戸籍謄本（独身であることを確認するため）
障害を有している方	障害者手帳・療育手帳の写し
外国人の方	在留カード

【連帯保証人の書類】

連帯保証人の書類	1 所得・課税証明書（市役所で発行）等、入居者と同等以上の収入があることを証明する書類
----------	---

※ 後日、契約時に申込者と連帯保証人の印鑑証明書が必要になります。

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※ マイナンバーの提出により入居資格審査に必要な書類の一部（所得・課税証明書、障害者手帳、生活保護の受給証明）の提出が省略できるようになります。マイナンバーの利用を希望する場合、資格審査の前に必要な手続きがありますので、事前に必ずお問い合わせください。なお、マイナンバーの利用を希望する方以外は、住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

住 民 票
(市外在住の方)

- 申込者及び同居しようとする「**親族全員**」のもの。
- 世帯主との**続柄記載**があり、**筆頭者及び本籍**の記載されたもの。
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの。

所得・課税証明書
(市外在住の方)

所得及び控除内容を証明する書類（市役所の納税課で発行）

令和5年4月～令和5年5月までの申し込みの場合 → 令和4年度(最新のもの)
令和5年6月～令和6年3月 " → 令和5年度(最新のもの)
◎当該年1月1日現在、住民登録していた市町村で入手してください。

源泉徴収票
(市外在住の方)

(勤務先が発行し、勤務先の社印または代表者印が押印してあるもの。)

令和5年4月～令和5年12月までの申し込みの場合 → 令和4年分
令和6年1月～令和6年3月 " → 令和5年分

確定申告書
(市外在住の方)

令和5年4月～令和5年12月までの申し込みの場合 → 令和4年分
令和6年1月～令和6年3月 " → 令和5年分

※ 確定申告を済ませた方 → 確定申告書の写し
※ 確定申告の済んでいない方 → 申告予定額の申告書

戸籍謄本
(単身者の方等)

母子家庭、父子家庭、単身者の方は、離婚・死別等の記載されているものを提出
※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類と翻訳文を提出

※ 入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

14 入居に関する注意事項

1 連帯保証人について

市営住宅に入居するには、「**連帯保証人**」が**2名必要**となります。連帯保証人には、下記に記載の責務を十分説明してください。

【連帯保証人の条件】

- ・ 島田市内に居住し、独立の生計を営んでいる人(原則として市内在住の親族をお願いします。)
- ・ 入居者と同等以上の収入がある人

【連帯保証人の保証限度】

- ・ 入居時の家賃及び駐車場使用料の12ヶ月分を保証限度とします。

【連帯保証人の責務】

- ・ 連帯保証人は入居者が万一家賃を滞納したり法令に違反した場合、入居者に代わって一切の責任を負っていただきます。連帯保証人は資格審査の際に課税証明書等を提出していただくほか、請書の提出時に印鑑証明書の提出が必要となります。

2 敷金の納入について

- ・ 敷金は家賃の3ヶ月分を納付してください。
- ・ 敷金は市営住宅を退去するときに全額お返しいたします(利子はつきません)。ただし、入居者の過失により住宅が損傷されている場合や滞納家賃がある場合などは、費用を差し引いてお返しすることになります。

3 収入申告と家賃変更等について

- ・ 毎年7月頃に世帯員全員の収入の申告をしていただきます。収入申告に基づき、その翌年からの家賃が決定されます。
- ・ 収入額が高くなれば、それに応じて家賃も上がります。また、一定額を超える高額所得者に該当する場合には、市営住宅の明渡しを請求します。
- ・ 収入の申告がない場合には、近傍の民間賃貸住宅並みの家賃(近傍同種の家賃)となりますので、必ず申告をしてください。

4 ペット類の飼育禁止について

市営住宅では、犬、猫、猿、にわとり等の動物を飼うことはできません。エサやり行為も禁止です。

5 駐車場について

駐車場料金は家賃に含まれていません。身成住宅以外の住宅の駐車場利用者は別途使用料(2,000円/台)がかかります。駐車場は1軒につき1台のみ(大草住宅は2台まで)です。2台目からは近所の民間駐車場をご利用ください。

6 管理人について

市営住宅では、毎年、住宅または棟ごとに入居者の中から住宅管理人を選んでもいただきます。住宅管理人は公社と入居者との連絡窓口となりますので順番で務めてください。

7 共益費について

共用の電気料・水道料、合併処理浄化槽の維持管理に要する費用、ケーブルテレビの保守費用、共用電球等の交換などの共益費については、入居者の皆様に負担していただきます。共益費は家賃とは別にかかります(家賃と合わせて納入していただきます)ので、ご承知おきください。なお、**自治会費は含まれておりません**。

8 その他注意事項

- ガス台又は電気調理器具(大草団地)及び照明器具は各自持込みです。
- 入居時に配布する「**住まいのしおり**」を読み、記載されていることをよく守ってください。

収 入 証 明 書

住 所

被証明者 氏 名

年 月 日 生

電 話

年 月	所得の種類 (給料)	金 額	所得の種類 (手当等)	金 額
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
合 計		円	1 月平均	円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

所 在 地

証明者 名 称

代表者氏名

(注)

- 1 この証明書には、入居申請をする日前 1 年間の各月の収入について記載してください。
- 2 給与所得が 2 人以上ある場合又は 2 箇所以上から給与を受けている場合は、それぞれこの証明書を添付してください。
- 3 収入月額には賞与、残業その他の手当を含みますが、給与と手当は別に記入してください。
- 4 給与所得者は、源泉徴収票を添付し、その他の者は、市町村税の納税証明書を添付してください。

令和 年 月 日

承 諾 書

静岡県住宅供給公社理事長 様

住所
申請者
氏名

私及び同居しようとする者は、この度市営住宅の入居申請をするにあたり、市営住宅担当職員が下記の内容について、島田市に照会することを承諾します。

記

- ・ 住所及び世帯状況
- ・ 市税及び国民健康保険税の納付状況
- ・ 収入額等の照会

	住 所	氏 名
同居しようとする者		

島田市営住宅一覧表

令和5年4月1日現在

団地名	所在地	全体戸数	棟	タイプ (間取り)	面積 (㎡)	構造 階数	竣工 年度	戸数	単身 入居	駐車場 有無	駐車場 料金 (円/月/台)	家賃(円/月)		共益費 (円/月)			
												所得区分1	所得区分6				
ミナミハラ 南原	島田市南原294番地の22	24	A	3LDK	71.8	耐火4	H1	4	×		2,000	25,100	49,300	3,500			
					72.2			8				25,300	49,600				
					79.9			2				28,000	53,000				
			B	2LDK	62.2	耐火4	H1	4	○	1	○		2,000	21,800	42,700	3,500	
					61.4									4	21,500		42,200
					64.5									1	22,600		44,300
					65.4									1	22,900		44,900
ナカガワチヨウ 中河町	島田市中河町400番地の10	24	A	3DK	69.6	耐火3	H8	18	×	○	28,000	54,900	3,500				
			B	2DK	55.9			6	○		22,400	44,100					
オオクサ 大草	島田市大草535番地の1	96	A	2DK	53.3	耐火4	H17	8	○		2,000	21,600	42,400	3,500			
				3DK	67.1			16	×			27,200	53,400				
			B	2DK	53.3	耐火4	H19	8	○	16	×	○	(2台)	21,800	42,700	3,500	
				3DK	67.1									16	×		27,400
			C	2DK	53.3	耐火4	H21	24	○	24	○			21,900	43,100	3,500	
					53.3									24	○		22,200
			ミナリ 身成	島田市川根町身成3294番地の105	24	1		72.8	木造2	H1	4			-	20,200	39,800	3,500
								72.8			4				20,500	40,300	
3	3DK	73.4				木造2	H3	4	×	4			-	20,900	41,100	3,500	
		68.8												4	19,600		38,500
4		73.4				木造2	H4	4		4				21,200	41,600	3,500	
		68.8												4	19,800		39,000

※身成団地については、駐車スペース(1台)はありません。

